

平成21年度は小川第3 保育園を休園します！



当町においては保育所等再編整備計画により、平成24年度には町内の保育所を3カ所（中央、馬頭地区統合、小川地区統合）、幼稚園1カ所（ひばり幼稚園）を設置する方針で事業運営を進めています。

平成21年度の保育所入所申し込みが終了した時点で少人数の保育園が多くなつたことから、子どもたちの健全な成長のためには適正な人数での保育が望ましいため、地域性や施設立地状況等も勘案し、保護者の皆さまからの意見も聴取した中で、平成21年度については小川第3保育園を休園とすることに決定させていただきましたので、お知らせします。

問い合わせ

健康福祉課児童福祉係

☎ 0287・92・1119

保育園名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
馬頭中央	10	9	15	17	24	23	98
大山田			1	4	5	5	15
大内			3	4	8	5	20
馬頭北		4	2	3	3	5	17
馬頭南		2	3	6	2	10	23
小川第1		10	7	16	10	8	51
小川第2		1	4	5	9	8	27
小川第3		1	2	4	2		9
8保育園計	10	27	37	59	63	64	260

農業者年金制度が新しくなり 加入者の範囲が広がりました

自分の年金を自分で積み立て、積み立てた保険料を原資とし、農業者年金基金が四半期ごとに運用し、運用益は原資へ繰り入れられる複利方式で積み立てていく「確定拠出型」年金に変わりました。

運用の方法は国内外の債券や株式など分散運用することで損益を少なくしたり、運用がマイナスとなったときの「危険準備金」を設け、受給額がマイナスとならないよう管理運用されています。

また、毎年運用状況の通知があり、自分の年金を確認することがができます。

さらに、公的年金と同様に保険料は社会保険料控除、受給額も公的年金の対象となり税制上も優遇されています。終身年金なので、国民年金と合わせて長寿社会に対応した安心の制度となっています。

加入対象者は次の方です。

国民年金（第1号被保険者）の加入者（保険料免除を受けていない方）

農作業の従事日数が年間60日以上ある方で、60歳未満の方

農業経営者だけでなく農地を所有しない家族、農作業のみの従事者、男女問わず、だれでも加入できるようになりました。

保険料…定額 2万円（1千円単位で6万7千円まで増額が可能です）

・下記の試算は、平成19年度の付利率1・60%での試算です。近年の付利率は平成18年度1・45%、平成20年度1・45%の予定であり、これらは請求年度まで運用されます。

是非、国民年金とプラスの上乗せ年金としてご利用ください。

詳しくは、町農業委員会へ
☎ 0287・92・1185



受給額の試算基礎	納付年数	保険料納付総額	性別	年金年額（円）	月額にする（円）	平均余命までの受給総額
・定額2万円 ・65歳受給 ・平均余命 男 86.8歳 女 92.1歳	20年	480万円	男	294,000	24,500	641万円
			女	253,000	21,000	686万円
	30年	720万円	男	466,000	38,800	1,016万円
			女	400,000	33,300	1,085万円

春は学校の卒業・入学、会社の転勤・採用・退職と重なり、異動の多い季節です。異動に伴い、加入している健康保険や年金が変わる場合がありますので、脱退・加入の手続きを忘れないようにしましょう。

問い合わせ 住民生活課保険年金係 ☎0287 - 92 - 1112 小川支所住民生活課戸籍住民係 ☎0287 - 96 - 2114

小川支所は、4月1日から組織が再編されて小川庁舎になります。4月1日以降のお問い合わせは、小川庁舎総合窓口課町民係（☎0287 - 96 - 2111）までお願いします。

国保に加入・脱退するとき	役場に持参するもの	国民年金に加入・脱退するとき	役場に持参するもの
他の市町村から転入したとき	転出証明書、印鑑	20歳になったとき	国民年金加入届、印鑑
他の市町村へ転出するとき	国保の保険証、印鑑	離職して社会保険などをやめたとき	年金手帳、資格喪失証明書
就職して社会保険などに入ったとき	国保と社保の保険証、印鑑	収入が少なく免除したいとき	印鑑、（離職による場合は、雇用保険受給者証または、雇用保険離職票等）
離職して社会保険などをやめたとき	資格喪失証明書、国保の保険証、印鑑、年金受給者は年金証書	学生で納付特例したいとき	印鑑、年金手帳、学生証または在学証明書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印鑑		
死亡したとき	国保の保険証、印鑑		

世帯に国保加入者がいる場合の転入、転出、転居、世帯合併、世帯分離、世帯主変更などの住民異動届に伴う異動の際にも、国保の保険証を持参してください。

～平成21年度国民健康保険保健事業のお知らせ～

人間（脳）ドック助成

生活習慣病等の早期発見に、人間ドック、脳ドックの費用の一部を助成します。

- 対象**
- ・35歳以上の国民健康保険の加入者
 - ・保険税の滞納のない世帯
 - ・町の健康診断を受けていない方

助成額 費用の7割分（上限3万円）

内容 人間ドック、脳ドックどちらか一方を利用することができます。宿泊での人間ドックも可能です。

定員 170名

受付開始 平成21年4月1日から

※対象となる医療機関、料金等詳細についてはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

本庁住民生活課 ☎0287-92-1112

小川支所住民生活課 ☎0287-96-2114

※4月からは小川庁舎総合窓口課（☎0287-96-2111）となります。

保養施設利用助成事業の廃止

（山の家利用事業）

心身のリフレッシュと健康の保持増進を図るため実施してまいりました保養施設の利用助成事業は、平成21年3月31日をもちまして廃止となります。

今後は、医療制度改正により導入された「特定健診」それに基づく「特定保健指導」により、被保険者の皆さんの健康の保持増進に努めてまいります。

問い合わせ 本庁住民生活課 ☎0287-92-1112

小川支所住民生活課 ☎0287-96-2114

※4月からは小川庁舎総合窓口課（☎0287-96-2111）となります。

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

平成21年6月1日から一般の住宅にも火災警報器の設置が義務付けられます（新築住宅は既に義務化されています）。

住宅用火災警報器の購入について

火災警報器は、防災設備取扱店やホームセンターなどで購入できます。

なお、購入の目安として日本消防検定協会の「鑑定マーク」が付いているものをお勧めします。



設置場所は、常時使用する寝室です。もし2階であれば、階段の上部にも必要になります。設置位置は、エアコンなどの吹き出し口等に注意して下さい。

注意

悪質な訪問販売等に十分注意してください。

消防署員が消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。



問い合わせは

消防本部予防課 ☎82 - 2009

馬頭分署 ☎92 - 2800

小川分署 ☎96 - 2188